

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：平生町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.70%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.60%
全職員	69.10%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	98.10%
本庁課長補佐相当職	95.70%
本庁係長相当職	96.90%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.80%
31～35年	97.80%
26～30年	88.50%
21～25年	92.10%
16～20年	90.80%
11～15年	93.00%
6～10年	103.50%
1～5年	99.50%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、再任用職員及び任期付職員は男性のみであり、相対的に給与水準の低い会計年度任用職員は女性が多い。
- ・扶養手当について、世帯主である男性職員に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は83.7%である。
- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」区分には該当する職員がいないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。